

2.広域化予防接種協力医療機関で接種する場合(町から予診票を受け取る必要があります)

65歳以上の方で、羽島郡外にかかりつけ医のいる方は、広域化予防接種協力医療機関(羽島郡外の町が指定する岐阜県内の医療機関)で定期接種として受けることができます。

広域化予防接種協力医療機関での接種を希望される方は、事前に、町またはかかりつけ医にご相談ください。

自己負担金	医療機関が設定する接種料から2,100円の上限を差し引いた額
接種回数	1回
接種方法	①かかりつけ医へ予約 ②役場福祉健康課窓口・福祉健康センター・総合会館で「予診票」を受け取り記入 ③接種を受ける ④自己負担金を支払う
持ち物	保険証など(住所・生年月日のわかるもの)予診票

3.指定医療機関または広域化予防接種協力医療機関以外で接種する場合(任意接種)(町へ申請してください)

指定医療機関または広域化予防接種協力医療機関以外で接種される60歳以上の方は、2,100円を上限に助成しますので、接種後、領収書・印鑑・通帳を持参のうえ、役場福祉健康課窓口・福祉健康センター・総合会館へ申請してください。なお、助成金は、通帳(接種された方名義)に振り込みます。

○申請期限 平成26年1月15日(水)

何らかの健康被害が生じた場合は

定期接種の方 予防接種法で救済されます。

任意接種の方 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。

【問合先】福祉健康課

平成26年度 保育所(園)入所(園)受付スタート

平成26年4月から入所(園)を希望される方の受付を行います。

保育所(園)は、保護者が自由に選ぶことができます。

【対象者】笠松町に住民登録があり、保護者が会社勤務や内職・自営業に従事、または病気(出産などを含む)、看病などの理由で保育ができないと認められる家庭の児童

【受付期間】10月1日(火)～25日(金)

【申込書交付場所】各保育所(園)、役場福祉健康課窓口、福祉健康センター

【申込書受付場所】各保育所(園)

保育所(園)の概要

保育所(園)	対象年齢	所 在	電 話
第一保育所	3か月～年少前	上新町172	387-2664
松枝保育所	1歳6か月～就学前	北及1783	387-2298
下羽栗保育所		無動寺228	387-2496
笠松保育園	1歳～就学前	西宮町44の2	387-2947

【障がい児保育】集団保育が可能で、中軽度の障がいを持った児童の受入れを行っています。

【保育料】入所(園)を希望する児童と同居している世帯の父母、または祖父母の所得税と町民税課税額により算出します。

【保育所(園)の主な行事】

第一保育所 入所式(4月)、七夕の集いと親子遊び(7月)、運動会(10月)、クリスマス会(12月)、豆まき・親子遊び(2月)、修了式(3月)

松枝保育所/下羽栗保育所 入所式(4月)、七夕の集い(7月)、運動会(9月)、遠足(10月)、お店屋さんごっこ(11月)、クリスマス会・マラソン大会(12月)、豆まき・生活発表会(2月)、卒園式(3月)

笠松保育園 入園式(4月)、七夕まつり発表会(7月)、運動会・いも掘り・遠足・矯正展(10月)、祖父母会(11月)、餅つき大会・消防署見学(12月)、お店屋さんごっこ(1月)、豆まき(2月)、ひなまつり発表会・卒園〔修了〕式(3月)

【問合先】福祉健康課